

佐賀市地域防災計画 主な修正の概要

Ⅰ 防災基本計画の修正に伴うもの

ア 令和3年度に全国で発生した災害を踏まえたもの

(7) 盛土による災害の防止に向けた対応

修正内容	実態把握と市民への意識啓発		
	旧	新	該当箇所
第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり (略) <u>(追加)</u>		第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり (略) <u>県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。さらに、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u>	第2編 P10

(4) 行方不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

修正内容	平時から行方不明者の氏名等公表に係る手続等の整理 災害時における氏名等公表による速やかな行方不明者の絞り込み		
	旧	新	該当箇所
第3章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・連絡、報告 第3項 被害状況等の報告 (略) <u>その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。</u>		第3章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・連絡、報告 第3項 被害状況等の報告 (略) <u>市は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u>	第2編 P119

<p><u>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。</u></p>		
--	--	--

(ウ) 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

修正内容	学校において消防団員等が参画した防災教育の推進 避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言		
	旧	新	
	<p>第2章 災害予防対策計画 第3節 市民等の防災活動の推進 第1項 防災思想・知識の普及 2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 (1) 防災知識の普及・啓発等 ア～エ (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第3節 市民等の防災活動の推進 第1項 防災思想・知識の普及 2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 (1) 防災知識の普及・啓発等 ア～エ (略) <u>オ 県及び市町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>該当箇所 第2編 P71 第3編 P60</p>

イ その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

(ア) 気象情報に線状降水帯の予測情報を追加

旧	新	該当箇所
<p>第3章 災害応急対策計画 第2節 災害発生直前対策 第1項 警報等の伝達等 Ⅰ 風水害に係る警報等の種類 (1) 気象関係 ア、イ (略) ウ その他の情報 土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報、<u>(追加)</u> 竜巻注意情報、佐賀県気象情報、警報級の可能性、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第2節 災害発生直前対策 第1項 警報等の伝達等 Ⅰ 風水害に係る警報等の種類 (1) 気象関係 ア、イ (略) ウ その他の情報 土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報、<u>線状降水帯の予測情報</u>、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、警報級の可能性、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布</p>	<p>第2編 P106</p>

(イ) 避難所において食物アレルギーへ配慮した食糧の確保

旧	新	該当箇所
<p>第3章 災害応急対策計画 第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 (略) 市は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。<u>(追加)</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 (略) 市は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。<u>その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p>第2編 P185</p>

(ウ) 災害拠点等において再生可能エネルギーを活用した非常用電源の確保

旧	新	該当箇所
<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第2項 防災活動体制の整備</p> <p>2 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>(3) 非常用電源の確保</p> <p>県、県警察、市及び佐賀広域消防局並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、<u>(追加)</u> 代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。</p>	<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第2項 防災活動体制の整備</p> <p>2 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>(3) 非常用電源の確保</p> <p>県、県警察、市及び佐賀広域消防局並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。</p>	<p>第2編 P33</p>